



鳥取県公報

平成12年8月1日(火)
第7202号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|---------------------------------|
| ◇ 告 示 | 青少年に有害な図書類の指定（県民生活課）..... 1 |
| | ふ化業者の登録（畜産課）..... 2 |
| | 県営土地改良事業計画の決定（耕地課）..... 3 |
| | 土地改良法による換地計画の決定（ ）..... 3 |
| | 保安林の指定の解除（森林保全課）..... 4 |
| | 旧中部ダム予定地域振興協議会の設置（砂防利水課）..... 4 |
| ◇ 公 告 | クリーニング師試験の実施（県民生活課）..... 7 |
| ◇ 調達公告 | 一般競争入札の実施（会計課）..... 8 |

告 示

鳥取県告示第462号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成12年8月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 指定番号 | 種 別 | 図 書 類 | | |
|------|---------------|-----------------------|-------------------|-------------------|
| | | 題 名 及 び 号 数 | 発 行 記 号 等 | 表 示 さ れ た 発 行 所 名 |
| 6492 | 雑誌その他の 刊行物 | すかつ娘くらぶ | な し | 麻布書店 |
| 6493 | 〃 | 七人の妊婦 | な し | 好日出版 |
| 6494 | 〃 | 淫乱開脚 | 雑誌コード 02264-01 | 吐夢書房 |
| 6495 | 〃 | 調教@地獄縄 | 雑誌コード 11574-01 | 〃 |
| 6496 | 〃 | マニア倶楽部 1999 12月号 | 雑誌コード 08331-12 | 三和出版 |
| 6497 | 〃 | SM制服コレクション 女子校生篇10 | な し | 晋遊舎 |

| | | | | |
|------|-------|------------------------------|-------------------|----------------------|
| 6498 | 〃 | ハッピーハメテウエテンノ! | な し | すまた図書 |
| 6499 | 〃 | アップル写真館 2000 4月号 | 雑 誌 11459-4 | 株式会社大洋図書 |
| 6500 | 〃 | 素人娘まるかじりナンパ塾 00年3月号 | 雑 誌 04361-3 | 株式会社日正堂 |
| 6501 | 〃 | 気持ちE やるcan 2月増刊号 | 雑誌コード 08834-2 | ビデオ出版 |
| 6502 | 〃 | 実践ナンパ投稿マガジン! | 雑 誌 S05565-010 | 富士企画 |
| 6503 | 〃 | ウレッコ第15巻第3号 通巻第181号 | 雑 誌 01851-3 | ミリオン出版 |
| 6504 | 〃 | ウレッコ第15巻第4号 通巻第183号 | 雑 誌 01851-4 | 〃 |
| 6505 | 〃 | 生け撮り!!ヤングマダム 4月号 | 雑 誌 11687-4 | 雄出版株式会社 |
| 6506 | 〃 | 露出シャワー VOL.25 5月号 | 雑 誌 09743-5 | 株式会社ラン出版 |
| 6507 | 〃 | 桃尻写真館 | な し | ワンダー出版 |
| 6508 | 〃 | ボディーターゲット | な し | 浪速書房 |
| 6509 | 〃 | 素人投稿アルバム A-7153 | な し | 三和図書販売 株式会社 |
| 6510 | 録画テープ | 学艶祭 | KK-04 | KicyuKicyu |
| 6511 | 〃 | 処尻 | EVT-09 | イノベンチャー |
| 6512 | 〃 | スクール美少女6 | SSA-06 | キャッツ・アイ・ コーポレーション |
| 6513 | 〃 | 俺たち巨乳党3 | VTR-010 | 株式会社 ビジョントラスト |
| 6514 | 〃 | ブルマー犯 ロリ娘・狂性ワイセツ | 002 | 不 明 |
| 6515 | 〃 | 中出し礼美ちゃん (18) | NO. 14 | 〃 |
| 6516 | 〃 | 女子高生㊦ルミ | な し | 〃 |
| 6517 | 〃 | マニアよりの極秘入手品 スキ子60分 秘 裏限定品 | No. 7 | 〃 |

鳥取県告示第463号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により告示する。

平成12年8月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 登録番号 | 登録年月日 | ふ化業者の名称、住所及び代表者の氏名 | ふ化場の名称及び所在地 |
|------|-----------|--|---|
| 第1号 | 平成12年8月1日 | (名称) 山陰食鶏農業協同組合 (住所) 西伯郡淀江町大字中間17 (代表者の氏名) 代表理事 村上古志夫 | (名称) 山陰食鶏農業協同組合孵卵場 (所在地) 西伯郡淀江町大字中間608 |

鳥取県告示第464号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業宇治地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年8月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年8月2日から20日間

3 縦覧に供する場所

岩美町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第465号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る佐治川流域地区栃原工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年8月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年8月2日から20日間

3 縦覧に供する場所

佐治村役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第466号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成12年 8 月 1 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字下塚畑43・字西屋敷506・525の1・字寺屋敷598（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第467号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、旧中部ダム予定地域振興協議会を設けたので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年 8 月 1 日

鳥取県知事 片 山 善 博

旧中部ダム予定地域振興協議会規約

第1章 総則

（目的）

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、旧中部ダム予定地域において鳥取県（以下「県」という。）、三朝町（以下「町」という。）その他の者が行う事業のうち、当該地域の振興を図るため必要とされるものの実施に関する計画（以下「振興計画」という。）の作成及び変更に関する事務を、共同して管理し、及び執行することを目的とする。

（名称）

第2条 協議会は、旧中部ダム予定地域振興協議会という。

（協議会を設ける県及び町）

第3条 協議会は、県及び町が設ける。

（担任する事務）

第4条 協議会は、振興計画の作成及び変更に関する事務を管理し、及び執行する。

（事務所）

第5条 協議会の事務所は、鳥取市東町一丁目220番地鳥取県庁内に置く。

第2章 組織

（組織）

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員3人をもって組織する。

（会長）

第7条 会長は、鳥取県知事（以下「知事」という。）の職にある者を充てる。

2 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第8条 副会長は、三朝町長（以下「町長」という。）の職にある者を充てる。

2 副会長は、非常勤とする。

(委員)

第9条 委員は、県及び町の職員のうち、知事及び町長が別に定める職にある者を充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第10条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(協議会職員)

第11条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「協議会職員」という。）の定数及び当該定数の県及び町ごとの配分については、知事及び町長が協議により定める。

2 知事及び町長は、前項の規定により配分された定数の協議会職員を、それぞれ県及び町の職員の中から選任するものとする。

(協議会職員の職務)

第12条 会長は、協議会職員の中から主任の者（以下「事務長」という。）を定めなければならない。

2 事務長は、会長の命を受け協議会の事務を掌理する。

3 事務長以外の協議会職員は、上司の指揮を受け協議会の事務に従事する。

第3章 会議

(付議事項)

第13条 協議会の会議は、協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(招集)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(運営)

第15条 協議会の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

第4章 担任する事務の管理及び執行

(知事及び町長の名においてする事務の管理及び執行)

第16条 協議会が担任する事務を知事及び町長の名において管理し、及び執行する場合には、知事及び町長の協議により、協議会は、県又は町の方の当該事務に関する条例、規則その他の規程（以下「条例、規則等」という。）を他方の当該事務に関する条例、規則等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行することができる。

第5章 財務

(経費の支弁の方法)

第17条 協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、県及び町が負担する。

2 前項の規定により県及び町が負担する費用の額は、知事及び町長が、年度開始前にその協議により決定するものとする。

3 県及び町は、前項の規定による負担金を、年度開始後直ちに協議会に交付しなければならない。

(歳入歳出予算)

第18条 協議会の歳入歳出予算は、前条第3項の規定により交付される負担金及び繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要するすべての経費をその歳出とするものとする。

(歳入歳出予算の調製等)

第19条 会長は、毎会計年度協議会の歳入歳出予算を調製し、当該年度の開始前に協議会の議決を経なければならない。

2 協議会の予算の調製、会計年度等は、県の例によるものとする。

3 第1項の規定による協議会の議決を経たときは、会長は、当該歳入歳出予算の写しを速やかに知事及び町長に送付しなければならない。この場合において、会長は、当該歳入歳出予算の実施計画、当該年度の事業計画その他財政計画の参考となるべき事項に関する書類をこれに添えなければならない。

(予算の補正)

第20条 会長は、協議会に係る既定予算の補正を必要と認めるときは、その旨を知事及び町長に申し出るものとする。

2 知事及び町長は、前項の規定による申出を受けた場合において、補正を必要と認めるときは、その協議により当該補正をすべき額を決定する。

3 前項の規定により知事及び町長がその補正すべき額を決定したときは、会長は、速やかに補正予算を調製し、協議会の議決を経なければならない。この場合においては、前条第3項の規定を準用する。

(出納及び現金の保管)

第21条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が協議会の議決を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第22条 会長は、協議会職員のうちから協議会出納員を任命することができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を掌る。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(決算等)

第23条 会長は、毎会計年度終了後2月以内に協議会の決算を作成し、協議会の会議の認定に付さなければならない。

2 前項の規定による協議会の会議の認定を受けたときは、会長は、当該決算の写しを速やかに知事及び町長に送付しなければならない。この場合において、会長は、証書類の写し、当該年度の事業報告書その他必要な書類をこれに添えなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第24条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、会長の意見を聴き、知事及び町長が協議して、県又は町が取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

2 協議会は、前項の財産を管理する場合においては、知事及び町長が協議して定める県又は町の一方の当該管理に関する条例、規則等を他方の当該管理に関する条例、規則等とみなして、その定めるところにより当該管理を行うものとする。

3 協議会の予算の執行に伴う財産の取得、処分及び管理に関しては、前2項の規定にかかわらず、知事及び町長が協議して定めるものを除き、協議会が定めるところにより行うものとする。

(契約)

第25条 協議会の予算の執行に伴う契約で協議会の規程で定めるものについては、会長は、協議会の議決を経なければ、これを締結することができない。

(その他の財務に関する事項)

第26条 この規約に特別の定めのあるものを除き、協議会の財務に関しては、県の財務に関する手続の例による。

第6章 補則

(監査)

第27条 知事及び町長が協議して定める県又は町の一方の監査委員は、必要に応じ、協議会の出納を監査することができる。この場合において、監査委員は、監査の結果に関する報告を他方の長に提出しなければならない。

(協議会解散の場合の措置)

第28条 協議会が解散した場合においては、県及び町がその協議によりその事務を承継する。この場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議会の規程)

第29条 協議会は、この規約に定めるものを除き、その議決を経て、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関する事項について、必要な規程を設けることができる。

附 則

- 1 この規約は、平成12年8月1日から施行する。
- 2 平成12年度の協議会の歳入歳出予算に係る第17条及び第19条の規定の適用については、第17条第2項中「年度開始前に」とあるのは「この規約の施行後速やかに」と、同条第3項中「年度開始後」とあるのは「その決定後」と、第19条第1項中「当該年度の開始前に」とあるのは「この規約の施行後速やかに」とする。

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成12年8月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

| 区 分 | 日 | 時 |
|------|---------------|-------------------|
| 学科試験 | 平成12年10月4日（水） | 午前10時から午前11時30分まで |
| 実地試験 | 平成12年10月4日（水） | 午前11時30分から |

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。
- (2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗濯物の処理に関する知識
- (3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。
 - ア 洗濯物の処理に関する知識（薬品の鑑別及び洗濯物の仕分け）
 - イ 洗濯物の処理に関する技能（しみ抜き及びアイロン仕上げ）

(4) 試験には、次のものを持参しなければならない。

ア 学科試験 受験通知書及び筆記用具

イ 実地試験 アイロン仕上げのできる長そでのワイシャツ（綿の混入率が35パーセント以上で白色のものに限る。）

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。）であること。

5 受験手続

(1) 提出書類

所定の受験願書1部に、次に掲げる書類を添付すること。

ア 履歴書（日本工業規格によるもの）

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の名刺型ものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）

(2) 受付期間

平成12年8月21日（月）から同年9月8日（金）まで（土曜日及び日曜日を除くものとし、郵送による場合は、平成12年9月8日（金）までの消印があるもの限り受け付ける。）

(3) 提出先

鳥取県生活環境部県民生活課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271）又は県内各保健所若しくは保健所支所に持参又は郵送すること。

なお、郵送による場合は、普通書留とすること。

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は7,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合は、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

7 合格者の発表

(1) 発表日 平成12年10月13日（金）

(2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。

8 その他

(1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。

(2) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部県民生活課（電話0857-26-7185）又は県内各保健所若しくは保健所支所に照会すること。

なお、郵便によって照会する場合は、80円切手をはった返信用封筒を同封すること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成12年8月1日

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

映像・音響機器 一式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成13年2月28日(水)

(4) 納入場所

倉吉市駄経寺町 鳥取県立倉吉未来中心

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成12年鳥取県告示第49号(物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が電気通信機器類のA等級又はB等級に格付けされている者であること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成12年8月1日(火)から同年9月11日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県出納局会計課

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局会計課用度係

電話 0857-26-7432

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成12年8月7日(月)午前10時30分

鳥取県出納局入札室(鳥取県庁本庁舎1階)

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成12年9月11日(月)午後1時30分(ただし、郵送による入札の受領期限は、同日正午までとする。)

鳥取県出納局入札室(鳥取県庁本庁舎1階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類及び納入しようとする物品の製作仕様書等を、4の(1)の場所に平成12年8月28日(月)正午までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金
免除

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の無効
2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。
- (5) 手続における交渉の有無
無
- (6) その他
詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : 1 Set of Visual and Sound Instrument
- (2) August 28, 2000 Noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) September 11, 2000 1:30 PM : Time-limit for submission of tenders
September 11, 2000 Noon : Time-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Please Contact : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1-220
Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan TEL:0857-26-7432